

市町の行動計画および 指定地方公共機関業務計画について

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

令和7年5月22日

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画・業務計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）一部抜粋

（政府行動計画の作成及び公表等）

第6条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

四 都道府県の都道府県行動計画、指定公共機関の業務計画を作成する際の基準

（都道府県行動計画）

第7条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

三 市町村の市町村行動計画、指定地方公共機関の業務計画を作成する際の基準

（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画）

第9条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画(以下「業務計画」という。)を作成するものとする。

→県の行動計画の全面改訂に伴い、市町の行動計画・指定地方公共機関の業務計画の改定が必要

1. 市町の行動計画について

2. 指定地方公共機関の業務計画について

3. 行動計画・業務計画改定後について

1. 市町の行動計画について

2. 指定地方公共機関の業務計画について

3. 行動計画・業務計画改定後について

特措法上の行動計画の記載事項の比較

政府行動計画記載事項	県行動計画記載事項	市町行動計画記載事項
基本的な方針	区域に係る対策の総合的な推進に関する事項	区域に係る対策の総合的な推進に関する事項
国が実施する措置に関する事項	県が実施する措置に関する事項	市町が実施する措置に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の発生状況、動向及び原因の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の発生状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び住民への情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ・国内で初めて発生した場合の対応 		
<ul style="list-style-type: none"> ・検疫、特定接種、まん延防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止の協力要請、まん延防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への予防接種、まん延防止措置
<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制確保の総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者確保、医療提供体制の確保 	
<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資価格安定措置、その他の国民生活及び国民経済の安定に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資売渡し要請、その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境保全、その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置に関する事項
特定接種の事業者の登録		
都道府県行動計画および指定公共機関の業務計画の作成基準	市町行動計画・指定地方公共機関の業務計画の作成基準	
実施体制	実施体制	実施体制
地方公共団体の相互の広域的な連携協力、関係機関の連携協力	他の地方公共団体その他の関係機関との連携	他の地方公共団体その他の関係機関との連携
その他	その他	その他

行動計画の構成

総論

各論

	政府行動計画の構成	県行動計画の構成
第1部	新型インフルエンザ等対策 特別措置法と政府行動計画	新型インフルエンザ等対策 特別措置法と県行動計画
	感染症危機を取り巻く状況、新型コロナ対応の経験、行動計画改定の目的	
第2部	新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本的方針	新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本的方針
	対策の目的および実施に関する基本的な考え方、対策項目の分類、行動計画 実効性確保の取組	
第3部	新型インフルエンザ等対策の 各対策項目の考え方及び取組	新型インフルエンザ等対策の 各対策項目の考え方および取組
	(次スライド)	

行動計画の各論構成

政府行動計画の各論構成	県行動計画の各論構成 (保健所設置市も同様)	市町行動計画の各論構成 (保健所設置市を除く)
第1章 実施体制	第1章 実施体制	第1章 実施体制 【参照】市町村行動計画の手引き
第2章 情報収集・分析	第2章 情報収集・分析	/
第3章 サーバイランス	第3章 サーバイランス	/
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第5章 水際対策	※本県では水際対策に関する事項は、 保健の項目に記載	/
第6章 まん延防止	第5章 まん延防止	第3章 まん延防止
第7章 ワクチン	第6章 ワクチン	第4章 ワクチン
第8章 医療	第7章 医療	/
第9章 治療薬・治療法	第8章 治療薬・治療法	/
第10章 検査	第9章 検査	/
第11章 保健	第10章 保健	第5章 保健
第12章 物資	第11章 物資	第6章 物資
第13章 国民生活及び国民経済の安定の確保	第12章 県民生活および県民経済の安定の確保	第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

政府行動計画（ガイドライン）上で、市町に求められる主な事項

市町担当課長説明会で特に重点的事項として記載を依頼した項目

- 実践的な訓練の実施、連携強化（県が実施する全庁的な研修・訓練への参加）
- 新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因に関する状況に対する住民の理解の増進
- 予防接種（住民接種）体制の構築
- 保健所への応援派遣等
- 健康観察への協力
- 要配慮者の把握（要配慮者リストの作成）
- 要配慮者への支援内容の検討、食料品や生活必需品等の提供の準備
- 地域団体、社会福祉施設、障害福祉サービス事業者等と連携した支援体制の構築
- 感染対策物資等の備蓄等（消防隊員分）

大津市において 「大津市感染症業務支援隊」が 発足されました。

「大津市感染症業務支援隊」・・・

保健所の感染症対応業務経験者を中心とする隊員で構成され、市民の生命と健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症が発生したとき、又は発生のおそれがある場合に、保健所が実施する感染症対応業務の支援にあたるものとされています。

令和6年5月17日大津市プレス資料



大津市報道資料
市政記者各位

お問い合わせ先

担当者	保健総務課		担当：片岡・北川		
連絡先	5 2 2 - 6 7 5 6		内線	18402・18403	
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組
	1	3	1 0	1	1

令和6年5月17日

県内初！「大津市感染症業務支援隊」の発足について
～「新たな感染症への備え」感染急拡大時の即戦力として～

大津市では、更なる感染症の脅威に備え、特に、感染症の急拡大における支援体制を構築するため、保健所の感染症対応業務の支援隊を発足します。

令和元年度から長期間に及んだ新型コロナウイルス感染症への対応においては、保健所が担う感染症対応業務を全庁的に支援する体制が必要不可欠でした。この経験を踏まえ、感染症の急拡大時に、感染症対応業務の即戦力として動員する感染症業務支援隊を発足するものです。

感染症業務支援隊は保健所での感染症対応業務経験者（コロナ禍での保健予防課業務経験者を含む）を中心とする隊員30名で構成され、市民の生命と健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症が発生したとき、又は発生のおそれがある場合に、保健所が実施する感染症対応業務の迅速な支援にあたります。

記

- 日時 令和6年5月24日（金）午前9時30分（予定）
※同日9時から、同会場にて災害対策教団隊の辞令交付式が開催されます（プレス資料提供済）ことから、時間が前後する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- 場所 大津市役所 新館7階大会議室
- 参加者 市長、健康保険部長、保健所長、感染症業務支援隊隊長

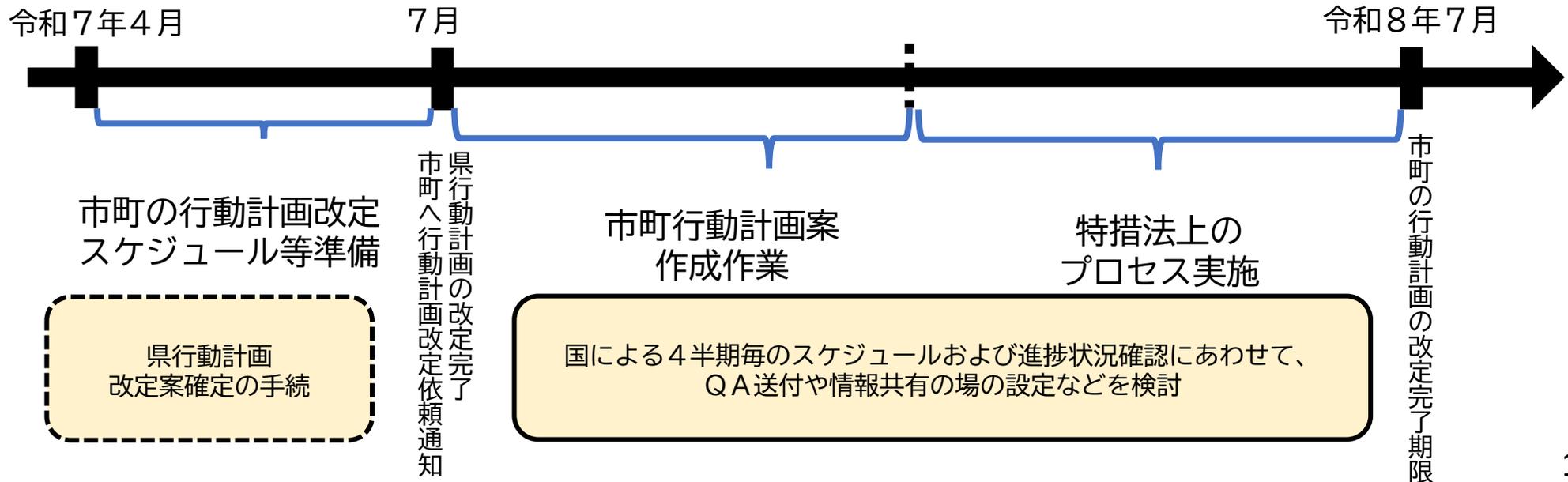


保健所設置市以外の市町においても、コロナのような感染症が発生したときは、全庁的な体制で新型インフルエンザ等対策（コールセンター、ワクチン住民接種、自宅療養者の健康観察・生活支援、経済対策等）を実施する必要があります。

平時から応援体制（人員の確保）や受援体制（応援職員に何をしてもらうのか）を決めておくことが重要となります。

市町の行動計画改定のスケジュール等

- 4半期毎に国からスケジュールおよび進捗状況を定期的に照会予定
- 県においても、国や他都道府県の状況も勘案しながら、よくあるQAの送付や情報共有の場の設定などの行動計画改定の支援を検討しているところ
- 各市町でのコロナ対応も振り返りながら、令和8年7月までに行動計画の変更が完了するよう依頼予定（県の行動計画改定完了後、公文書により依頼を发出）
- 各市町において、特措法上必要なプロセス（学識経験者（感染症の専門家等）の意見聴取、他の地方公共団体の長の意見聴取、県への報告、議会への報告・公表）を実施



1. 市町の行動計画について

2. 指定地方公共機関の業務計画について

3. 行動計画・業務計画改定後について

指定地方公共機関とは・・・

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）一部抜粋

（定義）

第2条

八 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画）指定地方公共機関部分のみに抜粋

第9条 指定地方公共機関は、都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画(以下「業務計画」という。)を作成するものとする。

2 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
- 二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3 指定地方公共機関は、業務計画を作成したときは、速やかに、当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

4 指定地方公共機関は、業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 第7条第8項の規定（指定行政機関の長等への資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力の求め）は、業務計画の作成について準用する。

6 前3項の規定は、業務計画の変更について準用する。

(参考) 国指定の指定公共機関

(参考1) 指定公共機関一覧

内閣感染症危機管理統括庁主催
令和6年9月開催の指定公共機関に
係る説明会資料より

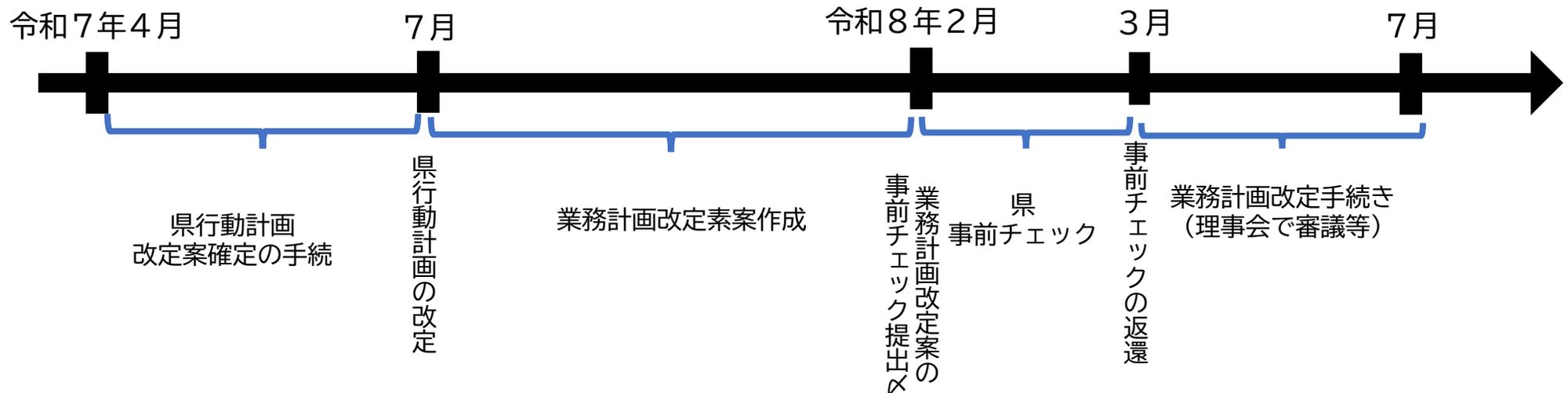
119機関 (令和5年11月1日現在)					
業種	事業者名	業種	事業者名		
医療	独立行政法人労働者健康安全機構	電気	東京電力エナジーパートナー株式会社		
	独立行政法人国立病院機構		東京電力パワーグリッド株式会社		
	独立行政法人地域医療機能推進機構		東京電力ホールディングス株式会社		
	国立研究開発法人国立国際医療研究センター		東京電力リニューアブルパワー株式会社		
	日本赤十字社		東北電力株式会社		
	公益社団法人日本医師会		東北電力ネットワーク株式会社		
	公益社団法人日本歯科医師会		北陸電力株式会社		
	公益社団法人日本薬剤師会		北陸電力送配電株式会社		
	公益社団法人日本看護協会		北海道電力株式会社		
	公益社団法人全日本病院協会		北海道電力ネットワーク株式会社		
	一般社団法人日本医療法人協会		電源開発株式会社		
	一般社団法人日本病院会		電源開発送変電ネットワーク株式会社		
	武田薬品工業株式会社		日本原子力発電株式会社		
	グラクソ・スミスクライン株式会社		ガス	大阪瓦斯株式会社	
	KMバイオロジクス株式会社			大阪ガスネットワーク株式会社	
	沢井製薬株式会社	西部瓦斯株式会社			
	塩野義製薬株式会社	東京瓦斯株式会社			
	第一三共株式会社	東京ガスネットワーク株式会社			
	中外製薬株式会社	東邦瓦斯株式会社			
	株式会社ジェイ・エム・エス	東邦ガスネットワーク株式会社	鉄道		
株式会社トップ	鉄道	北海道旅客鉄道株式会社			
テルモ株式会社		四国旅客鉄道株式会社			
ニプロ株式会社		九州旅客鉄道株式会社			
富士フイルム富山化学株式会社		日本貨物鉄道株式会社			
一般社団法人日本ワクチン産業協会		東京地下鉄株式会社			
一般社団法人日本医薬品卸売業連合会		東海旅客鉄道株式会社			
電気		広域的運営推進機関		西日本旅客鉄道株式会社	
		沖縄電力株式会社		東日本旅客鉄道株式会社	
		株式会社JERA		小田急電鉄株式会社	
		関西電力株式会社		近畿日本鉄道株式会社	
		関西電力送配電株式会社		京王電鉄株式会社	
		九州電力株式会社		京成電鉄株式会社	
		九州電力送配電株式会社		京阪電気鉄道株式会社	
		四国電力株式会社		京浜急行電鉄株式会社	
		四国電力送配電株式会社	首都圏新都市鉄道株式会社		
	中国電力株式会社	西武鉄道株式会社			
	中国電力ネットワーク株式会社	東急電鉄株式会社			
	中部電力株式会社	東武鉄道株式会社			
	中部電力パワーグリッド株式会社	名古屋鉄道株式会社			
	中部電力ミライズ株式会社	南海電気鉄道株式会社			
	電気	電気	航空	阪急電鉄株式会社	
阪神電気鉄道株式会社					
貨物 運送				佐川急便株式会社	
				西濃運輸株式会社	
				日本通運株式会社	
				福山通運株式会社	
				ヤマト運輸株式会社	
空港 管理				新関西国際空港株式会社	
				中部国際空港株式会社	
				成田国際空港株式会社	
航空				全日本空輸株式会社	
				日本航空株式会社	
海運				海運	オーシャントランス株式会社
					株式会社商船三井さんふらわあ
					新日本海フェリー株式会社
	太平洋フェリー株式会社				
	マルエーフェリー株式会社				
	株式会社商船三井				
	川崎汽船株式会社				
	日本郵船株式会社				
	旭タンカー株式会社				
	井本商運株式会社				
	上野トランステック株式会社				
	川崎近海汽船株式会社				
	近海郵船株式会社				
	栗林商船株式会社				
	鶴見サンマリン株式会社				
NX海運株式会社					
琉球海運株式会社					
金融	日本銀行				
報道	日本放送協会				
通信	日本電信電話株式会社				
	東日本電信電話株式会社				
	西日本電信電話株式会社				
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社				
	KDDI株式会社				
ソフトバンク株式会社					
株式会社NTTドコモ					
郵便	日本郵便株式会社				

滋賀県の指定地方公共機関と関連指定公共機関の状況について

指定日	指定地方 公共機関名	関連する 指定公共機関	関連する指定公共機関の 業務計画改定状況
H25.12.27	一般社団法人 滋賀県LPガス協会	(省略)	(省略)
"	一般社団法人 滋賀県トラック協会	(省略)	(省略)
H27.4.14	一般社団法人 滋賀県医師会	公益社団法人 日本医師会	R7.3改定済
"	一般社団法人 滋賀県薬剤師会	公益社団法人 日本薬剤師会	HP掲載無し
"	公益社団法人 滋賀県看護協会	公益社団法人 日本看護協会	未 (直近改定H29.11)
H27.4.27	一般社団法人 滋賀県歯科医師会	公益社団法人 日本歯科医師会	未 (直近改定H26.5)
H27.5.21	一般社団法人 滋賀県病院協会	公益社団法人 全日本病院協会	未 (直近改定H26.3)
		一般社団法人 日本医療法人協会	R7.3改定済
		一般社団法人 日本病院会	R7.2改定済

業務計画改定のスケジュールについて

- 新型インフルエンザ等対策の的確な実施は、行政機関だけでは不可能であることから、指定公共機関・指定地方公共機関制度が、災害対策基本法や国民保護法同様に設けられている
- 各市町でのコロナ対応も振り返りながら、令和8年7月までに業務計画の変更が完了するよう依頼予定（県の行動計画改定完了後、公文書により依頼を发出）
- 国の新型インフルエンザ等対策推進会議でも、4半期に一度の頻度で全国的に市町村行動計画の改定についてフォローアップが予定されている（県においても随時情報発信するとともに、各種会議等で情報交換の場を設定することを予定）



note

1. 市町の行動計画について

2. 指定地方公共機関の業務計画について

3. 行動計画・業務計画改定後について

行動計画・業務計画改定後、実施すべき事項

- 必要に応じ、市町業務継続計画（インフルエンザ等対策）を改定

（政府行動計画 P57）

・1-4. 地方公共団体等の行動計画等の作成や体制整備・強化

② 都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更し、国は当該業務継続計画の作成・変更を支援する。

- 必要に応じ、市町の行動計画・指定地方公共機関の業務計画を改定（おおむね6年ごと）

（政府行動計画 P55）

・概ね6年ごとに本政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。



（県行動計画 P15）

・政府行動計画の改定や、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、必要に応じて県行動計画の改定を行うものとする。



（市町の行動計画・指定地方公共機関業務計画）

・特措法上、市町の行動計画や指定地方公共機関の業務計画は、県行動計画に基づき変更することとされているため、市町の行動計画や指定地方公共機関の業務計画についても、概ね6年ごとに改定を検討することが必要となる。